

魚津市公告第 30 号

魚津市都市マスタープラン策定業務に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 25 日

魚津市長 村椿 晃

魚津市都市マスタープラン策定業務に係る公募型プロポーザルを実施する。公募の実施要領及び仕様書は別添のとおりとする。

本公告に関する問い合わせ先は以下のとおりとする。

魚津市 建設部 都市計画課 市街地整備係
TEL0765-23-1026 FAX0765-23-1066
Mail toshikeikaku@city.uozu.lg.jp

魚津市都市マスタープラン策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、魚津市都市マスタープラン策定業務（以下「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名 魚津市都市マスタープラン策定業務
- (2) 業務内容 別紙「魚津市都市マスタープラン策定業務 仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約の日から令和10年3月17日（金）まで
- (4) 契約限度額 15,460千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（令和8年度：7,740千円、令和9年度：7,720千円）

※この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

3 実施日程

実施期間	実施内容
令和8年5月25日（月）	公募開始、質問受付開始
令和8年6月3日（水）午後5時まで（必着）	参加資格に関する質問受付期限
令和8年6月5日（金）午後5時まで（必着）	参加表明書提出期限
令和8年6月10日（水）まで	参加資格適否通知 ※電子メールで通知する。
令和8年6月17日（水）午後5時まで（必着）	企画提案に関する質問受付期限
令和8年6月26日（金）午後5時まで（必着）	企画提案書提出期限
令和8年7月上旬 頃	一次審査（書類審査） ※企画提案書が5件を超える場合のみ実施し、上位5社を選考する。 ※審査結果等は電子メールで通知する。
令和8年7月上旬 頃	審査会（プレゼンテーション） ※参加資格者に対し、別途通知するものとする。
令和8年7月中旬 頃	審査結果通知 ※書面で通知する。

4 参加資格要件

参加希望者は、参加表明書提出日において次の資格要件をすべて満たしていることを要件とする。

- (1) 令和7・8年度魚津市入札参加資格者名簿（測量・設計コンサルタント業務等）の内、「建設コンサル|都市計画及び地方計画」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (6) 役員（法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含む。）が魚津市暴力団排除条例（平成24年魚津市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分決定を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員でないこと。
- (8) 魚津市の契約に係る入札参加停止等の措置を受けている期間中でないこと。
- (9) 市県民税及び国税について滞納がないこと。本市に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (10) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令順守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。
- (11) 過去10年以内に、地方自治体における都市計画法第18条の2に示す都市マスタープラン策定業務（元請け業務に限る）の受託実績を有すること。

5 質問の受付と回答

(1) 参加資格に関する質問

- ①提出物 参加資格に関する質問票（様式1-1）
- ②受付期間 公告の日から6月3日（水）午後5時まで（必着）
- ③提出方法 電子メール送信による。なお、メール送信後に担当部署まで電話連絡すること。
- ④提出先 「13 担当部署（提出先及び問合せ先）」に記載。
- ⑤回答方法 受け付けた質問は、質問者名を伏せて市ホームページ上で回答するものとする。
※回答の内容は、本実施要領及び仕様書の修正とみなす。

(2) 企画提案に関する質問

- ①提出物 企画提案に関する質問票（様式1-2）
- ②受付期間 公告の日から6月17日（水）午後5時まで（必着）
- ③提出方法 電子メール送信による。なお、メール送信後に担当部署まで電話連絡すること。
- ④提出先 「13 担当部署（提出先及び問合せ先）」に記載。
- ⑤回答方法 受け付けた質問は、質問者名を伏せて市ホームページ上で回答するものとする。
※回答の内容は、本実施要領及び仕様書の修正とみなす。

6 参加表明書の提出

(1) 提出物 各1部

- ①参加表明書（様式2） ※要押印
- ②誓約書（様式3） ※要押印
- ③市県民税及び国税（本市に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税及び固定資産税）の滞納がないことを証明するもの。
- (2) 提出期限 令和8年6月5日（金）午後5時（必着）
- (3) 提出方法 郵送又は持参
- (4) 提出先 「13 担当部署（提出先及び問合せ先）」に記載。

- (5) その他 支社などの委任先がある場合は、魚津市入札参加資格申請（測量・設計コンサルタント業務等）の際に申請した受任者の氏名及び押印により提出すること。

7 企画提案書の提出

(1) 提出物

① 会社概要書（任意様式） 10部

- ・事業者の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等がわかるもの（既製の資料でも可）

② 業務実績書（任意様式） 10部

- ・地方自治体における都市マスタープラン策定業務（元請け業務に限る）の受託実績について記載すること。なお、提案者が受任者である場合は、本社等の業務実績を記載して差し支えない。

③ 企画提案書（任意様式） 10部

- ・「7 企画提案書の提出 (5) 企画提案書の内容」に記載のテーマ1項目につき、A4判1枚以上で作成すること。また、全体で6枚以内とすること。
- ・文字フォントは10.5ポイント以上とすること。

④ 業務実施体制（様式4） 10部

⑤ 業務工程表（任意様式） 10部

- ・2か年分の工程表を作成すること。

⑥ 見積書（任意様式） 押印のあるものを1部及び写しを10部

- ・令和8年度及び令和9年度の内訳及び項目の内訳を記載すること。

(2) 提出期限 令和8年6月26日（金）午後5時（必着）

(3) 提出方法 郵送又は持参

(4) 提出先 「13 担当部署（提出先及び問合せ先）」に記載。

(5) 企画提案書の内容

本市では、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方を基にした持続可能なまちづくりの形成と、線引き制度を用いない土地利用制度の構築に取り組んでいる。このことを踏まえて、以下のテーマについての提案を行うこと。

- ① 客観的なデータに基づいた、都市マスタープランにおける本市の現状や課題、地域特性及び都市づくりの方針を踏まえた、本業務にあたっての着眼点及び具体的な方針を提案すること。
- ② 市民に関わりたいと思ってもらえるような、住民意向調査や13地区別説明会の方法・内容について提案すること。
- ③ 本業務において、提案者ならではの強みや取組みについて提案すること。

8 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

- A 審査会に出席しなかったとき。
- I 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

(2) 企画提案書が次のいずれかに該当するとき。

- A 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ 見積書に記載した金額（税込）が契約限度額を超過したとき。

9 審査

審査の結果、最も評価の高い提案者を受託候補者とする。

- (1) 実施予定日 令和8年7月上旬 頃
- (2) 内容 プレゼンテーション（20分程度）及び質疑応答（10分程度）
- (3) 出席者 ①1者につき4名までとする。
②管理技術者となる予定の者は、原則出席すること。

(4) 審査基準

評価項目	主たる評価の視点	配点
業務実績	・自治体における都市マスタープラン策定業務（元請け業務に限る）の受託実績（過去10年間）	20
実施体制	・業務履行に必要な人員が配置されているか ・管理技術者及び照査技術者が業務経験及び専門的知識を十分に有しているか ・連絡体制が適切に整っているか	20
工程	・提案内容が実施可能なスケジュールであるか	10
提案事項	・本市の現状や課題、地域特性及び都市づくりの方針を踏まえた、具体的な提案となっているか ・第5次魚津市総合計画等の上位・関連計画との整合性が図れているか	30
	・住民参画の取組方針と具体的な手法が提案されているか	20
	・提案者ならではの強みや取組みが魅力的な企画、提案であるか	10
見積金額	・年度ごとの契約限度額以内であるか ・業務内容ごとの内訳が明示されているか ・見積書の金額が適正であるか	10
合計		120

※審査基準点は60点とする。最も高い評価点数が審査基準点を上回らなかった場合は、本プロポーザルは成立しないこととする。

(5) 留意事項

プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うものとし、新たな内容の資料の提示や動画の投影は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。モニター等は魚津市が用意し、操作用パソコンは持参すること。

10 審査結果

審査結果は、書面により通知する。ただし、採点内容等については通知せず、結果のみを通知するものと

する。また、市ホームページにて、受託候補者及び次点候補者を公表するとともに、評価点の合計点は事業者ごとに公開（事業者名は受託候補者及び次点候補者のみ公開）する。

11 契約

審査結果通知後、市と受託候補者は、契約締結に向けた協議を開始するものとする。

原則として、企画提案書に記載された項目を委託契約の仕様に反映するものとするが、本業務の目的達成のために必要がある場合は、協議により項目の追加、変更又は削除を行う場合がある。

委託契約の仕様を決定し、最終見積書の提出を受けて契約を締結するものとする。

ただし、受託候補者との協議が整わない場合は、審査会で次点となった提案者を受託候補者として協議を行うものとする。

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は一切認めない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な範囲で、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 企画提案書は、魚津市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、契約締結後、魚津市は公開できるものとする。ただし、公開により事業者の権利利益を害する恐れや、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる可能性があるとして認められる場合は、協議の上公開しないものとする。
- (7) 本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (8) 委託業務の全部若しくは主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部に係る再委託についてあらかじめ市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (9) 次のいずれかに該当するときは、失格とする。また、契約後に事実関係が判明した場合も同様とする。
 - ① 資格要件を欠くとき。
 - ② 提出書類に虚偽の記載があったと認められるとき。
 - ③ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
 - ④ 信義に反する行為があったとき。
 - ⑤ その他、参加者が委託業務を遂行するに当たり、著しい問題があると判断したとき。

13 担当部署（提出先及び問合せ先）

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市役所 都市計画課 市街地整備係 担当：遠藤、高木

電話：0765-23-1026

メール：toshikeikaku@city.uozu.lg.jp

(様式1-1)

魚津市都市マスタープラン策定業務
参加資格に関する質問票

質問概要	
内容	
事業者名	
代表者	
所在地	
担当者	
電話	
Eメール	

(様式1-2)

魚津市都市マスタープラン策定業務
企画提案に関する質問票

質問概要	
内容	
事業者名	
代表者	
所在地	
担当者	
電話	
Eメール	

(様式2)

魚津市都市マスタープラン策定業務
企画提案型公募参加表明書

魚津市長 村椿 晃 あて

事業所名

代表者名

㊞

標記業務の企画提案型公募に参加します。

事業所名	
代表者	
所在地	
担当者	
電話	
Eメール	

誓約書

業務名 魚津市都市マスタープラン策定業務

下記の資格要件について、事実と相違がないことを制約します。

令和 年 月 日

あて

(提出者)

所在地

事業者名

代表者名

印

記

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (5) 役員(法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められるものを含む。)が魚津市暴力団排除条例(平成24年魚津市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員でないこと。
- (7) 魚津市の契約に係る入札参加停止等の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令遵守(コンプライアンス)の仕組みが整備されていること。

業務実施体制

役割	氏名	年齢	実務経験年数・資格	担当する業務内容
管理技術者			○実務経験年数 年 ○資格	
照査技術者			○実務経験年数 年 ○資格	
担当者			○実務経験年数 年 ○資格	
担当者			○実務経験年数 年 ○資格	
再委託先	再委託する業務内容			

※記入欄が不足する場合は、欄を追加して記載すること。

※業務の一部を再委託する場合は、再委託先及び再委託する業務内容を記載すること。

魚津市都市マスタープラン策定業務 仕様書

1 業務名

魚津市都市マスタープラン策定業務

2 業務の目的

本市では、平成29年8月に魚津市都市マスタープランを策定（改定）してからおおむね10年が経過することから、本業務は、一体的なまちづくりの視点から現況の把握、分析を行うとともに、令和8年3月に策定した「第5次魚津市総合計画後期基本計画（第12次基本計画）」、令和8年度に改定を予定している「魚津市立地適正化計画」・「魚津市地域公共交通計画」及び関連計画を踏まえ、新たな魚津市都市マスタープランを策定することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和10年3月17日（金）まで

4 仕様書の位置付け

本仕様書は、公募型プロポーザルを実施するに当たり、市として最低限の要求事項を示すものである。提案を受け付けるに当たり、要求事項に対する具体的な手法、「2 業務の目的」を達成するための本仕様書には記載していない独自の提案及び計画の実効性を高めるための提案を期待する。

5 業務内容

令和8年度業務

1. 現況・関連計画等の整理

魚津市都市マスタープランの位置付けや、上位・関連計画における都市づくりの方針を整理する。

2. 都市の現況把握、整理

1) 広域的位置付け

魚津市の都市計画に関連した近年の変化やその要因について調査を行う。

また、北陸圏や富山県など広域的なエリアの中での市の位置付けについて整理する。

2) 都市計画基礎調査等の整理

都市計画基礎調査や国勢調査等の結果から、人口、世帯の推移や土地利用等の状況について整理する。

3. 都市特性の把握、整理

1) 中心市街地

中心市街地の人口の増減や少子高齢化の進展、空き家、空き地の増加など都市の特性について把握する。

2) 市街地周辺

人口の動向のほか、市街地拡大の方向、土地利用動態の変化等について把握する。

- 3) 山村集落地等
過疎化、高齢化の状況、防災・災害、コミュニティ等について把握する。
 - 4) 現地調査
一体的なまちづくりに向けて重要となる駅周辺地区や主要な公共・公益施設、公園・緑地などについて現地調査を行う。
4. 住民意向調査の実施及び結果分析
- 近年における市民のまちづくりに関するニーズを把握するため、住民意向調査を行う。
- 1) 役割分担
受託者は、調査項目の作成、調査票の作成、集計・分析作業を行うものとする。
市は、調査票の印刷、往信・返信用封筒の作成・印刷、封入封緘、調査票の発送・回収を行うものとする。
 - 2) 調査項目の作成
受託者は、市と協議のうえ、過去の総合計画等で行った市民意識調査の結果も考慮し、魚津市都市マスタープラン策定に必要なと思われる設問を作成する。
 - 3) 調査の実施
市は、18歳以上の男女3,000人を無作為抽出し、調査票の発送を行う。
受託者は、市が回収した調査票の集計・分析を行う。（想定回収率：40%）
なお、同調査は市がインターネットでも同時に実施するものとし、回答の集計・分析については、上記調査票の集計・分析と併せて受託者が行う。
5. 全体構想の検討
- 1) 都市の課題と将来像
 - ①都市づくりの課題整理
調査・分析した結果を受けて都市計画の課題を整理する。
 - ②都市計画の基本理念整理
都市づくりの基本となる考え方や理念について、総合計画等の上位・関連計画との整合を図りつつ設定する。
 - ③将来都市像の整理
都市づくりの理念・目標を受け将来の都市像を設定するとともに、土地利用や交通網の基本的な構成を検討し都市構造を明確化する。
 - 2) 都市計画の方針
都市計画の方針について、以下の項目ごとに整理する。
 - ①土地利用の方針
 - ②都市施設の整備方針
 - ③自然環境保全及び都市環境形成の方針
 - ④都市景観形成の方針
 - ⑤都市防災の方針
 - ⑥基本方針のまとめ

6. 各種会議資料作成及び運営支援

計画策定に向け庁内会議を2回、都市計画審議会を1回程度予定しており、以下の支援を行う。

- 1) 庁内会議資料作成、出席（オンライン参加を可とする）、議事録作成
- 2) 都市計画審議会資料作成

7. 打合せ協議

受託者は業務計画について市と十分な協議打ち合わせを行った後、業務に着手するものとする。

また、打ち合わせの時期及び回数は、以下に示すものとするほか、必要に応じて適宜行う。

- | | |
|-------|----------|
| 第1回 | 業務着手時 |
| 第2～4回 | 中間取りまとめ時 |
| 第5回 | 最終報告時 |

8. 成果品

- ・業務報告書 2部
- ・電子データ一式
- ・その他協議し必要と認められた資料

令和9年度業務

1. 地域別の課題整理及び地域別構想の検討

地域区分は、現行計画等より6地域を想定する。

1) 地域別の課題整理

市全体の課題を踏まえたうえで、各地域の課題を整理する。

2) 地域別構想の検討

地域別構想について、以下の項目ごとに整理する。

- ①地域別の将来像
- ②土地利用の方針
- ③道路交通施設の整備方針
- ④公園緑地施設の整備方針
- ⑤下水道及び河川施設の整備方針
- ⑥自然環境保全及び都市環境形成の方針
- ⑦都市景観形成の方針
- ⑧都市防災の方針

2. 実現化方策の検討

魚津市都市マスタープラン策定以降のまちづくりの進め方について、その基本的な考え方や枠組み等について実現化方策を検討する。

3. 各種会議資料作成及び運営支援

計画策定に向け庁内会議を2回、都市計画審議会を1回、13地区別説明会を13回（各1回）程度予定しており、以下の支援を行う。

- 1) 庁内会議資料作成、出席（オンライン参加を可とする）、議事録作成
- 2) 都市計画審議会資料作成、出席、議事録作成
- 3) 13地区別説明会資料作成

4. 魚津市都市マスタープランの見直し

各種会議や住民の意見を踏まえて検討した結果をもとに、魚津市都市マスタープランの本編及び概要版を作成する。

5. 打合せ協議

受託者は業務計画について市と十分な協議打ち合わせを行った後、業務に着手するものとする。

また、打ち合わせの時期及び回数は、以下に示すものとするほか、必要に応じて適宜行う。

- | | |
|-------|----------|
| 第1回 | 業務着手時 |
| 第2～4回 | 中間取りまとめ時 |
| 第5回 | 最終報告時 |

6. 成果品

- ・魚津市都市マスタープラン 原案
- ・魚津市都市マスタープラン地域別構想 原案
- ・魚津市都市マスタープラン概要版 原案
- ・業務報告書 2部
- ・電子データ一式
- ・その他協議し必要と認められた資料

6 契約時の条件

委託契約候補者を特定後、契約時には以下の条件を付すことになるので、工程表や参考見積書作成時に留意すること。

(1) 業務の実施方法

- ア 契約時の仕様書に明示されていない事項については、速やかに市と協議を行うこと。
- イ 本業務の履行に当たり適切な人員を配置するとともに、市と適宜連絡を取りながらその意図や目的を理解した上で業務を実施すること。
- ウ 自社の社員の中から、管理技術者及び照査技術者を選任すること。

(2) 業務計画書の提出

- ア 契約締結後、業務着手前に業務計画書を市に提出すること。
- イ 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ① 業務内容
 - ② 業務詳細工程

- ③ 業務実施体制及び組織図
- ④ 管理技術者、照査技術者、担当者一覧及び経歴書

ウ 業務計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに魚津市に文書で提出し承認を得ること。

(3) 技術者

受託者は、都市計画関連業務に精通し、かつ高度な技術と十分な実務経験を有する技術士等を選定、配置するものとする。

- 2 管理技術者は、第一項に加え、次に定める資格を有する者とする。
 - ・技術士（建設部門：都市及び地方計画、または総合技術管理部門：建設-都市及び地方計画）
- 3 照査技術者は、第一項に加え、次に定める資格を有する者とする。
 - ・技術士（建設部門：都市及び地方計画、または総合技術管理部門：建設-都市及び地方計画）
- 4 管理技術者、照査技術者は各々兼任できないものとする。
- 5 管理技術者は、地方自治体が発注する「都市マスタープラン」策定業務または改定業務において管理技術者として業務に従事した実績を有すること。

(4) 著作権

本業務の成果品に関する権利は、全て魚津市に帰属するものとする。ただし、本業務開始前に受託事業者が所有している著作権及び外部から提供されているコンテンツに係る著作権については、この限りではない。

(5) 情報管理等

ア 適正管理

受託者は、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失およびき損の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

イ 利用および提供の制限

受託者は、市の指示又は承認があるときを除き、その業務に関して知り得た情報を業務の目的以外の目的に利用し、又は受託者以外の者へ提供してはならない。

ウ 複写、複製の禁止

受託者は、その業務を処理するために市から提供された情報が記録された資料等を、市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

エ 資料等の返還

受託者は、その業務を処理するため市から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等について、業務完了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

オ 遵守事項

受託者は、その業務に従事している者に対して、契約時の仕様書に記載されている事項に対して遵守させること。

カ 事故報告

受託者は、ここに定める事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、指示に従うものとする。